

平成 22 年度 行政監査「各種基本計画等について」の  
結果に基づき講じた措置

個 表

三重県権限移譲推進方針	1
三重県消防広域化推進計画	2
三重県がん対策戦略プラン改訂版	3
みえ障がい者福祉プラン・第 2 期計画	4
ごみゼロ社会実現プラン	6
三重の森林づくり基本計画	7
みえの安全・安心農業生産推進方針	9
三重県観光振興プラン	11
三重県住生活基本計画	13
県立高等学校再編活性化第三次実施計画	15

平成 23 年 9 月

三重県監査委員事務局

<p>監査の結果</p> <p>(計画名 三重県権限移譲推進方針)</p> <p>1 進行管理と効果の検証                  方針における県から市町への権限移譲の集中取組期間は終了したが、全庁的な気運醸成のための取組を進めるとともに、次期見直し時には、市町における権限移譲の効果の検証を行うなど、方針の実効性の確保に努められたい。</p> <p>2 県民への情報提供                  当該方針の期間延長を行った時や、移譲可能事務を見直した時に県民への周知が行われていないので、積極的な情報提供に努められたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p> <p>1 進行管理と効果の検証                  (1) 実施した取組内容及び成果                  ① 権限移譲の進捗状況について、逐次、県のホームページに掲載するとともに、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において内容を直接報告することで、県と市町が共に権限移譲に前向きな取組を進めるための気運の醸成を図っています。                  ② 現在、現行の三重県権限移譲推進方針の見直しについて市町とともに検討を行っていますが、この検討の中で、各市町にアンケートを実施し、これまでの権限移譲の効果などについて検証を行いました。</p> <p>(2) 今後の取組予定                  ① 本県の取組状況に加え、権限移譲のメリットのPRや、全国の権限移譲の状況を情報提供するなどして、県・市町双方の権限移譲に対する気運の醸成に努めていきます。                  ② 現行方針の見直しにかかる検討においては、これまでの権限移譲の進め方の検証も踏まえ、より実効性の高い方策について検討を行っていきます。</p> <p>2 県民への情報提供                  (1) 実施した取組内容及び成果                  三重県権限移譲推進方針の期間延長については、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の総会において報告を行っていましたが、新たに県のホームページにも掲載しました。</p> <p>(2) 今後の取組予定                  今後、国の地域主権改革にかかる第2次一括法案等の成立後、現行方針の見直しを行った際には、協議会などによる市町への周知に加え、県のホームページの活用などにより、広く積極的な情報提供に努めることとします。</p>	<p>(政策部市町行財政室)</p>

<p>監査の結果</p>	
<p>(計画名 三重県消防広域化推進計画)</p>	
<p>1 目標達成に向けた取組</p> <p>県は市町が自主的に消防広域化を進めることを尊重し支援を行っているが、取組が進んでいないブロックがあるので、国や他県の動向、また、市町の意向も考慮しつつ、目標達成に向けた取組を充実・強化するなどにより、計画の推進に努められたい。</p>	
<p>講じた措置 (処理状況)</p>	<p>(防災危機管理部消防・保安室)</p>
<p>1 目標達成に向けた取組</p> <p>(1) 実施した取組内容及び成果</p> <p>国が定める平成 24 年度末の期限までに、広域化の第一段階である 8 ブロックの実現に向け、単独消防本部の桑名市消防本部と津市消防本部を除く 6 ブロックにおいて、広域化の対象となる市町長の了解を得ながら、広域化の推進に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、策定委員会 (任意の協議会)、研究会等に参加し、情報提供、助言等を行うとともに、県民を対象とした「消防広域化講演会」を開催し、広域化の目的、効果等について周知を図っています。</p> <p>また、財政支援策として、既存の消防施設等に対する補助金について、広域化に重点を置いた配分としています。</p> <p>(各ブロックの状況)</p> <p>伊賀ブロック……………広域消防運営計画策定委員会 (任意の協議会)</p> <p>四日市・菰野ブロック…消防広域化研究会</p> <p>伊勢志摩ブロック……………消防防災研究会</p> <p>東紀州ブロック……………消防のあり方勉強会</p> <p>鈴鹿・亀山ブロック、松阪・紀勢ブロック</p> <p>……………消防の諸課題に関する勉強会開催に向け調整中</p> <p>(講演会)</p> <p>平成 22 年 11 月 5 日</p> <p>講師 群馬大学大学院工学研究科 片田敏孝教授</p> <p>演題 「消防広域化のあり方を考えるー群馬県有識者懇談会での議論をふまえてー」</p> <p>(2) 今後の取組予定</p> <p>市町の自主的な判断を尊重しながら、国や他県の動向等も考慮しつつ、引き続き広域化の推進に取り組んでいきます。</p> <p>具体的には、策定委員会 (任意の協議会)、研究会等に参加し、情報提供、助言等を行うなど、各ブロックの状況に応じて引き続き支援していくとともに、県民を対象とした「消防広域化講演会」を開催し、広域化の目的、効果等について一層の周知を図ります。</p> <p>また、財政支援策についても、県単補助金の配分にあたって、広域化に重点を置いたものとし</p>	

<p>監査の結果</p> <p>(計画名 三重県がん対策戦略プラン改訂版)</p> <p>1 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組          当該計画では、施策体系に基づきそれぞれ目標を設定しているが、一部の数値目標について、実績との乖離が大きい項目があるので、達成に向け取組を充実・強化するなどにより計画の推進に努められたい。          また、一部の目標項目については、アンケート調査による把握が必要で、毎年度の進捗状況の把握ができないものや、県民にわかりにくいものもあるので、次期計画策定時においては、より具体的で毎年度の進捗状況が確認可能な目標項目の設定に努められたい。</p> <p>2 進捗状況等の公表          県の公表義務情報であるが、達成状況・進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき公表されたい。</p>	
<p>講じた措置 (処理状況)</p> <p>(健康福祉部健康づくり室)</p> <p>1 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組</p> <p>(1) 実施した取組内容及び成果          三重県がん対策戦略プランで設定した数値目標の達成に向けた取組を進めているところです。特に目標と実績との乖離が大きい、がん検診受診率については「がん検診受診率 50%以上の達成」に向けて、市町やNPO、企業等との協働を推進するほか、市町における先進的な取組(例・小学生の母親が参加する学校行事に合わせた集団乳がん検診)に対する支援を進めるとともに、それらの効果を検証した後、特に効果的な取組を他市町へも紹介することで全県的な検診受診率向上につなげていく方向で検討を進めており、様々な取組を通じて目標の達成をめざします。          平成23年7月からは、地域がん登録をスタートさせており、県内のがん罹患状況等の基礎的なデータの把握が可能になりました。今後は、地域がん登録によって収集したデータをもとに、より効率的ながん対策施策につなげていきます。          なお、がん検診受診率については、国の「がん対策推進基本計画」において50%以上をめざすとしていることから、本県においても「50%以上」を数値目標としているものです。          また、喫煙率は男女とも減少しているものの、未成年者への禁煙対策等には継続して取り組む必要があることから、関係部局等との連携により、小学校や高等学校、PTA研修会で、喫煙防止や受動喫煙防止の啓発や防煙教育を行ったほか、日本たばこ産業株式会社等との協働による未成年喫煙防止キャンペーンを実施するなどの対策に取り組んでいます。</p> <p>(2) 今後の取組予定          次期計画の策定時においては、関連計画であるヘルシーピープルみえ・21とともに、数値目標設定の見直し等を進め、より確実な進捗管理に努めます。</p> <p>2 進捗状況等の公表</p> <p>(1) 実施した取組内容及び成果          三重県がん対策戦略プランの年次報告書として、達成状況・進捗状況をホームページ及び情報公開・個人情報総合窓口において公開しました。</p> <p>(2) 今後の取組予定          今後も「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」の規程に基づき、達成状況・進捗状況を公表します。</p>	

<p>監査の結果</p> <p>(計画名 みえ障がい者福祉プラン・第2期計画)</p> <p>1 わかりやすい計画づくりへの取組                  一部の取組について目標の設定がされておらず、障がい者に配慮した読み上げ機能等もないことから、次期計画の策定にあたっては、具体的な目標を盛り込むとともに、ユニバーサルデザインにも配慮するなど、計画内容を県民にわかりやすく伝える手法を検討されたい。</p> <p>2 数値目標の達成に向けた取組                  一部の数値目標について、実績との乖離が大きい項目があるので、達成に向け取組を充実・強化するなどにより、計画の推進に努められたい。</p> <p>3 進捗状況等の公表                  県の公表義務情報であるが、達成状況、進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき公表されたい。</p>													
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(健康福祉部障害福祉室)</p>												
<p>1 わかりやすい計画づくりへの取組</p> <p>(1) 実施した取組内容及び成果                  現在、次期計画（平成24～26年度）策定の作業を進めており、この中で可能な限り関係部局と調整し、具体的な目標を設定するべく検討しています。                  あわせて、計画内容を県民に分かりやすく伝える手法についても検討しています。</p> <p>(2) 今後の取組予定                  引き続き、新しい県政ビジョンとの整合等も図りながら、次期計画における適切な目標設定について検討し、計画の策定を進めます。                  点字版やSPコード(読み取り機能)を付した計画書を作成し、視覚障害者支援センター等に配架するなど、障がい者の情報保障に対応するための方法等を検討していきます。</p> <p>2 数値目標の達成に向けた取組</p> <p>(1) 実施した取組内容及び成果                  数値目標の達成について意見をいただいた項目については、実利用者数の目標に対して、施設定員数等を実績値として算出していたため、目標数値に対する実績を適切に反映した数値になっていませんでした。                  実績値の算出方法を見直し、実際の利用実態を反映した実績値を再算定しましたところ、平成21年度、22年度の目標値に対する達成率は以下のとおりでした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・児童デイサービス実利用者数</td> <td>達成率：101.1% (751/743人)</td> <td>116.3% (864/743人)</td> </tr> <tr> <td>・短期入所実利用者数</td> <td>達成率：76.6% (846/1,104人)</td> <td>80.5% (889/1,104人)</td> </tr> <tr> <td>・自立訓練(機能訓練)実利用者見込人数</td> <td>達成率：69.4% (75/108人)</td> <td>70.4% (76/108人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>数値目標未達成の項目について、引き続き、事業者に対し、事業所指定に向けての技術的指導等による支援を行い、目標達成に向けて取組を進めています。</p> <p>(2) 今後の取組予定                  次期計画の策定にあたっては、今後、市町及び障害保健福祉圏域ごとに、福祉サービス提供施設等社会資源の充足率や、過去3年間の市町障害福祉計画の達成状況を調査するなど、現状の実態把握を行います。</p>			平成21年度	平成22年度	・児童デイサービス実利用者数	達成率：101.1% (751/743人)	116.3% (864/743人)	・短期入所実利用者数	達成率：76.6% (846/1,104人)	80.5% (889/1,104人)	・自立訓練(機能訓練)実利用者見込人数	達成率：69.4% (75/108人)	70.4% (76/108人)
	平成21年度	平成22年度											
・児童デイサービス実利用者数	達成率：101.1% (751/743人)	116.3% (864/743人)											
・短期入所実利用者数	達成率：76.6% (846/1,104人)	80.5% (889/1,104人)											
・自立訓練(機能訓練)実利用者見込人数	達成率：69.4% (75/108人)	70.4% (76/108人)											

さらに、現状の実態認識を踏まえて、各市町及び各障害保健福祉圏域に設置された自立支援協議会において、今後の障がい福祉サービスのあり方を検討します。

また、県が適正な計画を策定するためには、市町の計画と整合のとれたものにすることが重要です。そのため、市町福祉職員を対象として実施している「エンパワーメント研修」について、今年度は障害福祉計画の作成をテーマとして実施し、7月以降3日間の日程で、障がい者や相談支援員にも参加していただき、意見交換等も行います。

これらの取組を通じて、地域の社会資源や利用実態を十分検討したうえで市町の計画が策定されるよう支援するとともに、県の計画についても、課題の解決に向けて適正な進捗管理ができる目標を設定することとします。

計画の実施にあたっては、例えば社会資源の不足している地域においては、関係市町と連携して事業者の参入を働きかけ、優先的に施設整備を促進するなど、項目毎の目標達成率の状況を見極めながら、適切に対応していきます。

### 3 進捗状況等の公表

#### (1) 実施した取組内容及び成果

平成21年度の進捗状況を県のホームページに掲載するとともに情報公開・個人情報総合窓口で公開しました。

#### (2) 今後の取組予定

今後も「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」の規定に基づき、計画の進捗状況を公表します。

<p>監査の結果</p> <p>(計画名 ごみゼロ社会実現プラン)</p> <p>1 意見募集期間の適切な確保          計画の中間案についてパブリックコメントを実施しているが、意見募集期間が「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針」に定める目安とする期間より短いものとなっていたので、県民参加をより進めるために、次期見直し時においては、指針に定める意見募集期間を確保されたい。</p> <p>2 数値目標の達成に向けた取組          多様な主体の参画・協働の観点から、ごみの減量化やごみ問題に関する県民の意識、行動の変化を表す目標を設定しているが、中期目標と実績との乖離が大きい項目があるので、目標達成に向けた取組を充実、強化するなどにより計画の推進に努められたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p> <p>1 意見募集期間の適切な確保          (1) 実施した取組内容及び成果          平成16年度のごみゼロ社会実現プラン策定時には、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針」に定める意見募集の期間が1ヶ月程度を目安とされていたため、20日間パブリックコメントを実施しましたが、22年度の改定に際しては、同指針及び運用方針に基づき、1月5日から2月4日の31日間パブリックコメントを実施しました。なお、この間19件の意見が寄せられました。</p> <p>(2) 今後の取組予定          今後もパブリックコメントを実施する場合は、同指針および運用方針に定める意見募集期間を確保します。</p> <p>2 数値目標の達成に向けた取組          (1) 実施した取組内容及び成果          ① ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用したDVDやパンフレット等によりプランの性格や内容について周知に努め、ごみの減量化に向けて、県民の意識、行動の変化を促進してきました。          ② 出前トーク、三重県環境学習情報センターが主催する環境基礎講座やJICAによる研修等で、「ごみゼロ社会実現プラン」の周知・啓発を行いました。</p> <p>(2) 今後の取組予定          ① 次代を担う子どもたちを中心に、環境学習・環境教育プログラムやごみゼロキャラクター「ゼロ吉」等を活用した、創意工夫を凝らした啓発を引き続き実施します。          ② 県と包括提携協定を新たに締結した事業者の店舗前ダストボックスにキャラクターシールを貼付することで、来店客を中心に「ごみゼロ社会実現プラン」の認知度向上に努めます。          ③ 平成23年3月に改定した「ごみゼロ社会実現プラン」に「もったいない普及啓発運動の展開」を新たに位置づけ、意識から行動へ移す取組の一つとして、「もったいない」の考え方のもと、学校や家庭等における食品ロスの削減を進め、食育とも連携しつつ、生ごみの減量に取り組めます。</p>	<p>(環境森林部ごみゼロ推進室)</p>

<p>監査の結果</p> <p>(計画名 三重の森林づくり基本計画)</p> <p>1 関連計画の位置づけ                  関連計画との関係が示されていないので、計画の位置づけを明確にし、県民にわかりやすい計画にするという観点から、次回の計画見直し時には体系づけて明記されたい。</p> <p>2 推進体制のあり方                  各推進主体が連携を図りながら計画の推進に向けて取り組める体制となっていないので、森林づくりを社会全体で支えるためにも、県民等からの意見聴取の機会を設けるなど推進体制のあり方について検討されたい。</p> <p>3 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組                  数値目標のうち、「県産材の素材生産量」については、実績との乖離が大きい状況にあるので達成に向けた取組を充実・強化するなどにより計画の推進に努められたい。また「森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数」については、実績値が目標値を大きく上回っているため、目標値の設定の見直し等について検討されたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p> <p>1 関連計画の位置づけ                  (1) 実施した取組内容及び成果                  関連する計画を洗い出すとともに、三重の森林づくり基本計画の位置づけの整理を行いました。                  (関連する計画)                  森林・林業基本法に基づく「森林・林業基本計画」                  森林法に基づく「全国森林計画」「地域森林計画」「市町村森林整備計画」                  県の総合計画</p> <p>(2) 今後の取組予定                  平成23年度に行う計画の見直しにおいて、各計画との関連を明記します。</p> <p>2 推進体制のあり方                  (1) 実施した取組内容及び成果                  多様な分野の有識者により構成される森林審議会において、計画の推進について審議いただくこととしたほか、毎年、県のホームページに実施状況報告を公表し、この中で、幅広く県民の意見を聞き取ることとしました。</p> <p>(2) 今後の取組予定                  平成23年度から、実施状況報告に対する県民の意見や森林審議会からの意見聴取など、多様な主体や分野からの意見を今後の計画推進に反映させる仕組みに改め、社会全体で支える森林づくりに活かしていくこととしています。</p> <p>3 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組                  (1) 実施した取組内容及び成果                  平成22年度については、「県産材の素材生産量」の目標値を324千<math>m^3</math>として、「三重の木」認証制度や東京での販路拡大等に取り組みましたが、リーマンショック以降の経済不況の影響が大きく、実績は239千<math>m^3</math>(73.7%)と目標との乖離が大きい状況にあります。                  「県産材の素材生産量」の目標を達成するには「伐り捨て間伐」から「搬出間伐」への転換を進める必要があります。このため、間伐材等の搬出量を増加させるべく、施業地の集約化と作業道の開設を進める「がんばる三重の林業創出事業」に取り組み、平成22年度については、「県産材の素材生産量」の実績値の12.5%に当たる29,965<math>m^3</math>の素材を搬出することができました。</p>	<p>(環境森林部森林・林業分野)</p>

(2) 今後の取組予定

- ① 国が策定した「森林・林業再生プラン」では、10年後に国産材自給率を50%にするという目標が示され、この目標達成に向け、森林・林業施策が大きく転換されます。三重県ではこれに対応し、「素材生産量」の更なる増加を目指すべく、平成23年度に行う計画の見直しにおいて、新たな目標値の設定と、それに向けた方策を示すこととしています。
- ② 平成23年度に基本計画の見直しを行うことから、目標項目の設定内容を含め、数値目標を再検討することとします。

<p>監査の結果</p>	<p>(計画名 みえの安全・安心農業生産推進方針)</p>
<p>1 推進主体の役割分担等の明確化</p>	<p>当該方針の推進主体である生産者、消費者等の役割分担及び計画期間、評価の方法や担当部局等の記載が不十分であるので、方針において明記するよう努められたい。</p>
<p>2 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組</p>	<p>数値目標のうち「環境保全型農業の取組率」について、途中段階における達成状況が把握できないことから、あらたな数値目標の設定も含め適切な進行管理に努められたい。 また、一部の数値目標については、実績との乖離が大きい状況にあるので、達成に向けた取組を充実・強化するなどにより計画の推進に努められたい。</p>
<p>3 県関係部局との連携</p>	<p>消費者対策等に関する県関係部局との情報共有が十分なされていなかったもので、今後は連携を強化し計画の効果的な推進に努められたい。</p>
<p>4 進捗状況等の公表</p>	<p>県の公表義務情報であるが、達成状況、進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき公表されたい。</p>
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(農水商工部農産物安全室)</p>
<p>1 推進主体の役割分担等の明確化</p>	<p>(1) 実施した取組内容及び成果 現方針に明記していない項目(生産者、消費者等の役割分担、評価の方法や担当部局等)については、みえの安全・安心農業生産推進会議および幹事会において進捗状況について検討するとともに、情報交換等により担当部局の連携を図ってきているところです。 また、推進主体である生産者や消費者等には、毎年シンポジウムを開催し、進捗状況の報告や意見交換会等を実施しています。</p>
<p>(2) 今後の取組予定</p>	<p>生産者と消費者の役割分担、評価の方法および担当部局等の記載については、幹事会及び推進会議での了解を得ながら、今年度中には推進方針を見直すように検討していきます。</p>
<p>2 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組</p>	<p>(1) 実施した取組内容及び成果 数値目標の「環境保全型農業の取組率」については、他の目標値と異なり、5年に一度の農業センサスのデータでしか把握できませんが、中間の進捗状況については、他の目標数値のデータにより補完的に進行管理しています。 実績に対し数値目標との乖離が大きいものに対しては、生産者にメリットのあるGAPを作り上げるようなモデル事業の実施、堆肥を活用した展示圃の設置、堆肥散布機械の開発やシンポジウムの開催等により数値目標の達成に向け取り組んでいます。</p>
<p>(2) 今後の取組予定</p>	<p>新たな数値目標の設定については、平成25年度に予定している次期推進方針策定時に検討するとともに、中間の進捗状況については、他の目標数値のデータにより補完的に進行管理していきます。 また、実績に対し数値目標との乖離が大きいものに対しては、23年度はこれまでの事業に加え、GAP実施の義務付けや堆肥活用に向けた技術指針の改定等により数値目標の達成に向け取り組みます。</p>

### 3 県関係部局との連携

#### (1) 実施した取組内容及び成果

消費者対策等に関する県関係部局との情報共有について、消費生活担当室等も構成員になっている「食の安全・安心確保会議 幹事会」等において情報共有を行っていましたが、関係部局との連携強化のため、消費生活担当室を安全安心農業生産推進会議および幹事会の構成員に加え、情報共有を進めています。

#### (2) 今後の取組予定

今後とも、消費者対策等に関する県関係部局との情報共有を十分に図るとともに、連携を強化し、計画の効率的な推進を図ります。

### 4 進捗状況等の公表

#### (1) 実施した取組内容及び成果

推進方針の内容を県のホームページに掲載していますが、新たに達成状況、進捗状況の項目を設け、各指標の平成 22 年度現在の数値を掲載するとともに、情報公開・個人情報総合窓口においても公開するように、手続きを進めました。

#### (2) 今後の取組予定

研修会等を通じ、県民に対し、広く情報提供を図っていくとともに、県のホームページへの掲載ならびに情報公開について、迅速に対応していきます。

<p>監査の結果</p> <p>(計画名 三重県観光振興プラン)</p> <p>1 数値目標達成に向けた取組 数値目標のうち、「観光客満足度指数」は、実績との乖離が大きい状況にあるので、達成に向け取組を充実・強化するなどにより計画の推進に努められたい。</p> <p>2 多様な主体の積極的な参画 計画がめざす姿を実現するための多様な主体の積極的な参画を促すしくみはあるものの、計画に記載されていないので、推進主体の役割分担や進行管理・評価の方法を明確にして推進主体間で共有するとともに、計画書への記載に努められたい。</p> <p>3 進捗状況等の公表 県の公表義務情報であるが、達成状況・進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき公表されたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(農水商工部観光・交流室)</p>
<p>1 数値目標達成に向けた取組</p> <p>(1) 実施した取組内容及び成果</p> <p>① 平成22年度は、三重の観光プロデューサー等のノウハウを活用し、地域の資源を発掘し、磨き上げ、観光商品化につなげました。また、市町、観光関係団体、観光事業者と連携しながら、地域の「おもてなしの向上」や「観光に取り組む人材の育成」等に取り組み、人づくりを通じて観光地づくりを支援しました。</p> <p>② 平成22年度の観光客満足度は61.8%（「大変満足」もしくは「満足」と回答した人の割合）となり、21年度（59.3%）と比較して、2.5ポイント増加しました。また、「再来訪意向」（リピート率）は32.3%であり、21年度（25.8%）と比較し6.5ポイントの増加、「紹介意向」（口コミ率）については29.1%であり、21年度（21.8%）と比較し7.3ポイント増加しました。</p> <p>③ 調査を通じて観光客から寄せられた意見や要望については、各施設（観光事業者）にフィードバックを行うとともに、調査結果をまとめた報告書についても、各市町、観光関係団体等関係者に配布し、情報共有を図りました。</p> <p>(2) 今後の取組予定</p> <p>① 引き続き、市町、観光関係団体、観光事業者等、関係者との連携を強化するとともに、地域の「おもてなしの向上」や「観光に取り組む人材の育成」等に取り組んでいきます。</p> <p>② 平成23年度は、式年遷宮を25年に控えていることから、伊勢志摩地域において、国の「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業」により、外国人観光客に対する「おもてなし」向上につながる事業を実施していきます。また、伊勢志摩コンベンション機構を中心に、「おもてなし向上活動」を実施し、研修会を開催していきます。</p> <p>③ なお、観光客満足度は、リピート率及び口コミ率とも密接な関わりがあり、持続的な観光地づくりを行うための重要な指標です。国の観光統計基準の全国における導入状況を踏まえながら、今年度策定予定の「三重県観光振興基本計画（仮称）」（以下「基本計画」）では、より満足度を的確に反映できる指標を設定して取り組んでいきます。</p> <p>2 多様な主体の積極的な参画</p> <p>(1) 実施した取組内容及び成果</p> <p>① 観光は、多様な推進主体があり、それぞれが役割分担しながら参画していくことが必要です。県事業については、事務事業評価の中で、県独自で進行管理・評価を行いました。</p> <p>② 「三重県観光振興条例（仮称）」（以下「条例」）の制定及び「基本計画」の策定にあたっては、三重県観光の推進主体である多くの関係者からの意見聴取に取り組み、特に、「各主体に期待される役割」、「基本計画の進行管理・評価のあり方」について意見交換を行いました。</p>	

(2) 今後の取組予定

- ① 平成 23 年度のできる限り早い時期に、「条例」案を議会に提案し、「基本計画」案についても、年度内の策定を目指して、「推進主体の役割分担」、「基本計画の進行管理・評価の方法」等、多様な主体が積極的に参画できるしくみを、より充実したものとするとともに、「基本計画」の中に盛り込んでいきます。
- ② また、その進捗管理と評価については、「条例」に基づく審議会において行っていきます。

3 進捗状況等の公表

(1) 実施した取組内容及び成果

「基本計画」の中に、「三重県観光振興プランの推進による主な実績と残された課題」という項目を設けるため、現在、平成 16 年度から 7 年間における「プラン」の達成状況をまとめています。

(2) 今後の取組予定

「プラン」の達成状況については、まとめ次第、要綱に基づく公表を行い、多くの関係者との間で共有を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>(計画名 三重県住生活基本計画)</p> <p>1 計画策定・推進のしくみ                  計画策定・推進段階において、県関係部局との連携や県民からの意見聴取の機会の確保が十分なされていない。計画の特性を十分ふまえ、計画の策定・推進組織の機能の強化や県民等が積極的に参加できるしくみの構築に努められたい。</p> <p>2 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組                  数値目標について、計画最終年度の目標設定を行っていないもの、設定根拠が明らかでないものや平成 21 年度実績値が 22 年度目標値を大きく上回っているものがあった。計画の実効性の確保や県民への説明責任といった観点から、計画見直し時には、数値目標の適切な設定や設定根拠の明示に努められたい。                  また、一部の数値目標について実績との乖離が大きい項目があるので、達成に向け取組を充実・強化するなどにより、計画の推進に努められたい。</p> <p>3 進捗状況等の公表                  県の公表義務情報であるが、達成状況・進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報相談窓口で公開していないので、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき公表されたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(県土整備部住宅室)</p>
<p>1 計画策定・推進のしくみ</p> <p>(1) 実施した取組内容及び成果                  三重県住生活基本計画については、計画策定後 5 年を経過したこと及び平成 22 年度末に全国計画が変更されたことをうけて、平成 23 年度に計画を見直す予定にあり、ホームページに計画の見直し案に対するパブリックコメントの実施時期(11 月～12 月頃)を掲載し県民等の積極的な参加を促すように努めています。</p> <p>(2) 今後の取組予定                  計画の策定・推進組織の機能強化のために、県庁内のまちづくり施策、福祉施策、環境・エネルギー施策、防災施策等の住生活に関わる施策を担当する部局への意見照会等にとどまらず、住生活関連施策推進会議において、検討・協議をおこなうとともに、ホームページにて住宅施策に関する意見を募る窓口を常時設置するなど、県民からの意見聴取に努めます。</p> <p>2 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組</p> <p>(1) 実施した取組内容及び成果                  現計画の達成度を測る代表指標として定めた成果指標について、目標値に対する実績値(平成 22 年度)の把握を行うとともに、乖離が大きい項目についてはその原因について検証を行っています。</p> <p>(2) 今後の取組予定                  本年度の計画見直し時には、平成 21 年度実績値が 22 年度目標値を大幅に上回っていた「e-すまい三重ホームページアクセス数」と「高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数」について項目の見直しや目標数値を改め、公営住宅供給目標量については設定根拠の明示に努めます。                  また、「木造住宅の耐震診断率」等の乖離が大きい項目については、検証結果を踏まえて取組を充実強化するなどし、数値目標の達成に向け取り組みます。</p>	

### 3 進捗状況等の公表

#### (1) 実施した取組内容及び成果

「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき、成果指標に掲げる目標値の達成状況・進捗状況をホームページ及び情報公開・個人情報相談窓口にて公表しました。

#### (2) 今後の取組予定

引き続き情報の公表に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>(計画名 県立高等学校再編活性化第三次実施計画)</p> <p>1 進行管理と評価の記載          活性化に向けた取組については、当該計画によって進むべき方向性は示されているものの、目標の設定が具体的でなく、また、進行管理や評価方法の記述がない。          受験生、在校生やその保護者に影響がないよう慎重に判断する必要があるが、次期計画策定時には目標設定、進行管理や評価方法の記載に努められたい。</p> <p>2 計画書の構成の明瞭化          当該計画は、構成等が明確とはいえないことから、次期計画の策定にあたっては、施策の背景、現状、課題、取組の体系や展開手法を具体的に記載するよう努められたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p> <p>1 進行管理と評価の記載          (1) 実施した取組内容及び成果          ① 地域協議会、県立校長会等において、計画の進捗状況・評価や残された課題について、定期的に協議を行っています。          (平成 22 年度実績)          ・地域協議会：31 回          ・県立校長会（各地区校長会、学科別校長会など）：10 回          (平成 23 年度予定)          ・地域協議会：約 30 回          ・県立校長会（各地区校長会、学科別校長会など）：10 回          ② 特に、地域協議会において、一定の方向性が出された際は、その内容を「まとめ」として県ホームページに公表をしています。          ・平成 22 年 12 月「鳥羽・志摩・南伊勢地域高等学校の再編活性化に向けて（まとめ）」を公表</p> <p>(2) 今後の取組予定          ① 当該計画は今年度最終年度を迎えることから、現在次期計画策定に向けて審議するための準備をしています。          ② 今後、計画策定に向けて、教育改革推進会議、地域協議会、県立校長会等において協議する予定ですが、受験生、在校生、その保護者など配慮すべき県民への影響を踏まえながら、慎重に「目標や進行管理」の方法について協議していきます。</p> <p>2 計画書の構成の明瞭化          (1) 実施した取組内容及び成果          現計画には明確に記載されていない項目（施策の背景、現状、課題、取組の体系や展開手法）については、地域協議会や県立校長会等において補足資料等で説明することにより、広く理解されるよう取り組んでいます。</p> <p>(2) 今後の取組予定          次期計画を策定するにあたっては、計画書の構成（現状、課題、取組方向など）を明確で、わかりやすい表現とすることにより、広く県民に理解が得られるよう、配慮して進めていきます。</p>	<p>(教育委員会事務局教育改革室)</p>